

手形偽造の法的諸問題

——代理方式による偽造を中心に——

渋谷 光 義

目次

- 一 はじめに
- 二 署名代理をめぐる諸問題
- 三 偽造に関する私見の骨子
- 四 代理方式による偽造をめぐる諸問題
- 五 むすび

一 はじめに

本稿は、手形偽造に関する研究の一環として、無権限者Cが、代理人B名義の不真正な署名を手形上に出現させて、あたかも手形上の代理人Bが本人Aのために代理方式による手形行為をしたかのような外観を作出するこ

とで、いわゆる「代理方式による偽造」を行った場合を想定して、代理方式による偽造の法的諸問題を考察して、筆者の考えを明らかにすることを目的とする。

筆者は、別稿において、被偽造者の手形責任の可否⁽¹⁾、偽造の追認の可否⁽²⁾、偽造者の手形責任の可否⁽³⁾について検討し、自らの考えを明らかにした。その際、筆者は、手形偽造の最も単純な場合、すなわち、無権限者（偽造者）が署名名義人（被偽造者）の手形行為を不真正に作出した場合を念頭において、これらの問題を検討したために、無権限者が代理方式による偽造を行った場合については、考察の対象外とせざるを得なかった。これを補う意味でも、本稿は、無権限者が代理方式による偽造を行った場合を想定して、偽造の追認の可否、被偽造者の手形責任の可否、偽造者の手形責任の可否について考察したい。すでに別稿で繰り返し述べているように、手形偽造をめぐる法的諸問題を考察するには、その先決問題として、いわゆる「署名代理」を手形行為の代理の方式として認めるべきか否か、という問題を検討しておく必要がある。というのも、「署名代理の可否」という問題は、一方で、手形偽造をめぐる諸問題を検討するうえで出発点とされるべき問題であり、他方で、この問題の解決が「代理方式による偽造」の諸問題の解決に対しても決定的な影響を及ぼすことになるからである。

以上の問題意識から、本稿は、次の順序で考察を進める。まず初めに、署名代理の可否に関する筆者の考えを明らかにするとともに、署名代理をめぐる諸問題を検討し（二）、続いて、手形偽造に関する私見の骨子を予め示しておく（三）。これらを踏まえて、無権限者が代理方式による偽造を行った場合において、偽造の追認の可否、被偽造者の手形責任の可否、偽造者の手形責任の可否について考察し、筆者の考えを明らかにする（四）。

注

(1) 拙稿「権利外観理論に基づく被偽造者の手形責任」倉澤康一郎先生古稀記念『商法の歴史と論理』（新青出版、平成一七年）四五七頁以下。

(2) 拙稿「偽造手形の追認の可否」亜細亜法学五〇巻二号（平成二八年）八七頁以下。

(3) 拙稿「偽造者の手形責任の可否」岸田雅雄先生古稀記念『現代商事法の諸問題』（成文堂、平成二八年）五六五頁以下。

二 署名代理をめぐる諸問題

(一) 署名代理の可否——無権代理と偽造の区別——

すでに別稿で検討しているように、筆者は、署名代理について、これを手形行為の代理の一方式として認めることはできず、手形行為の代行（＝機関による手形行為）として理解すべきものと考えている。その理由は、手形行為の要式性と文言性に集約される。すなわち、手形法は、手形行為の代理の方式について何ら規定を設けていない。手形行為は商行為（商法五〇一条四号）であるにもかかわらず、手形行為の代理の方式として、「非顕名主義」に関する民法五〇四条は手形の文言証券性に反するものとして手形行為には適用されず、その結果、「顕名主義」に関する民法九九条が適用される。そして、我が国の民法は、代理行為の法的構造について、いわゆる「代理人行為説」を採用しているから（参照：民法九九条、同一〇一条）、手形行為の代理の方式については、代理人が本人のためにすることを手形面上に記載して自己の署名をすることが必要であると考えるのが、我が国の私法体系上、⁽⁴⁾ 正当な理解である。すなわち、手形行為の代理においては、その形式的要件として、手形上に「本人の表示」、「代理意思の表示」、「代理人の署名」という三つの要件が必要となる。これに対して、署名代理の場

合には、手形上には「本人名義の署名」があるだけで、「代理意思の表示」と「代理人の署名」を欠いており、手形行為の代理の形式的要件を充たしていない。手形行為の要式性・文言性を前提とするかぎり、署名代理を手形行為の代理の方式として認めることには無理がある。これに対して、署名代理を手形行為の代理の方式として認める立場は、その大前提として、手形署名における名義人を——「意思表示者」としてではなく——「効果帰属者」として理解する。^⑤しかしながら、「署名」とは、行為主体としての自己を表示することであって、その際、行為者の名称が証券上に記載される必要があるから、署名代理を手形行為の代理の方式として認める立場においては、手形署名の名義人に関する理解が、署名の本質に反しており、手形取得者をして手形上の記載から「行為者の同一性」を確認する手掛かりを与えるために、手形行為において意思表示者の署名が形式的要素として要求されていることにも矛盾する。^⑦要するに、署名代理においては、手形上に代理意思の表示を欠くことも、手形上に代理人の署名が存在しないので、そもそも代理人による手形行為の成立を觀念することができない。^⑧手形行為の要式性と文言性という観点から分析すれば、署名代理については、これを手形行為の代理の方式として認めることができない。権限のある者によって署名代理が行われた場合については、手形上に本人名義の署名が存在するだけであるから、これを「手形行為の代行」（＝機関による手形行為）として理解する必要がある。^⑨そして、「この場合に、誰が手形行為者であるのか」という問題に対しては、手形行為において意思表示者の署名が形式的要素として要求されていることに鑑みれば、署名名義人が手形行為者として解釈されるべきであると答えることができる。^⑩

これに対して、無権限者によって署名代理が行われた場合には、この者は署名名義人の代行者（＝表示機関）として機能しておらず、もはや署名名義人による手形行為の成立を認めることができない。従って、この者はま

さに他人の署名を偽って手形行為を行ったことになるから、これを「偽造」として解釈すべきことになる。⁽¹¹⁾

(二) 代行者の意思能力の要否

前述したように、権限のある者によって署名代理が行われた場合については、手形行為の要式性と文言性という観点から、これを「手形行為の代行」（＝機関による手形行為）として理解して、署名名義人が手形行為者であると解釈されるとすると、これに関連して検討を要するのが、この場合における代行者の意思能力の要否について、どのように考えたらよいのか、という問題である。⁽¹²⁾

民法の学説上、使者の意思能力については、これを不要とする説と、伝達機関たる使者と表示機関たる使者とを区別して、伝達機関たる使者については意思能力を不要とするが、表示機関たる使者については意思能力を必要とする説がそれぞれ主張されている。⁽¹³⁾

右の問題については、署名代理がなされた場合における代行者の活動という観点から、次のように考えることができるであろう。

第一に、権限のある者によって署名代理が行われた場合について、手形行為の要式性と文言性という観点から、これを手形行為の代行（＝機関による手形行為）として理解するとしても、その際、この場合の代行者は、署名名義人の手・足の延長として署名名義人が決定した効果意思を機械的に手形上に記載したのではないから、この場合の代行者が「伝達機関たる使者」ではないことは明らかである。使者の意思能力の要否について、伝達機関たる使者と表示機関たる使者とを区別して、「表示機関たる使者」について意思能力を必要とする立場に従えば、この場合の代行者についても、表示機関たる使者として、意思能力が必要であると考えられる。⁽¹⁴⁾

第二に、手形の厳格な要式証券性という観点からすれば、意思無能力者が厳格な手形の要式証券性を充たすことは極めて困難であつて、たとえ意思無能力者が直接本人名義の記名捺印をして手形を振り出したとしても、当該手形は要件不備のために形式的に無効になるのが実情であろう。従つて、権限のある者が直接本人名義の記名捺印をして形式的に有効な手形を振り出すためには、この者に意思能力があることが必要になる。

第三に、実質的に考えても、権限のある者によつて署名代理が行われた場合においては、署名名義人からこの者に対して、手形行為に関する代理権のほかに、本人名義の手形行為をする代行権限も併せて授与されてお¹⁸り、例えば、約束手形を振り出す際に、この者は、相手方との交渉を踏まえて、手形行為の代理権に基づいて、署名名義人に代わつて金額や満期などの手形の内容を決定したうえで、手形行為の代行権限に基づいて、直接本人名義の記名捺印をするのが通常である¹⁹。従つて、この場合の代行者が有する権限およびそれに基づく代行者の活動に鑑みれば、この場合の代行者には意思能力が必要であると言ふべきである。

以上の理由から、権限のある者によつて署名代理が行われた場合については、手形行為の代行者に意思能力があることが必要であることになる。

(三) 代行者に対する詐欺または強迫、代行者の錯誤

繰り返して述べているように、権限のある者によつて署名代理が行われた場合については、手形行為の要式性と文言性という観点から、これを「手形行為の代行」（＝機関による手形行為）として理解して、署名名義人が手形行為であると解釈されるとすると、次に検討を要するのが、この場合の代行者に対する詐欺または強迫、代行者の錯誤について、どのように考えたらよいか、という問題である²⁰。

この問題については、当該代行者の対外関係における活動という観点から、次のように考えることができるであろう。

権限のある者によって署名代理が行われた場合については、手形行為の要式性と文言性という観点から、これを「手形行為の代行」（＝機関による手形行為）として理解する必要がある、その際、代行者は、手形行為の代理権に基づいて、署名名義人に代わって手形の内容を決定し、手形行為の代行権限に基づいて、署名名義人の記名捺印をすることで、これを署名名義人の効果意思として表示する。つまり、この場合には、手形行為の要式性的ために、署名名義人が手形意思表示の主体として登場することになって、対外関係において、代行者の人格が消滅する。その結果、代行者に対する詐欺または強迫に基づいて代行方式（機関方式）による手形行為が行われた場合には、これを署名名義人の効果意思が詐欺または強迫に基づいて表示されたものと見ることができ⁽²⁾。従って、この点について、民法の瑕疵ある意思表示に関する規定を手形行為に適用する立場によれば、詐欺または強迫を根拠として、手形行為者である署名名義人が当該手形行為を取り消すことができる（民法九六条一項）。

同様に、手形行為の代行者が錯誤に基づいて手形金額を誤って記載した場合についても、これを署名名義人の錯誤による手形行為として解釈することができる。すなわち、権限のある者によって署名代理が行われた場合にについては、手形行為の要式性と文言性という観点から、これを「手形行為の代行」（＝機関による手形行為）として理解する必要がある、この場合の代行者は、手形行為の代理権に基づいて、署名名義人に代わって手形の内容を決定し、手形行為の代行権限に基づいて、署名名義人の記名捺印をすることで、これを署名名義人の効果意思として表示する。その際、手形行為の代行者が錯誤に基づいて誤った内容を手形に記載するリスクについては、自己の手形行為に他人を利用することに結び付いたリスクとして、署名名義人がこれを負担すべきものであるか

ら、例えば、手形行為の代行者が手形金額として二百万円と記載すべきところを誤って三百万円と記載した場合であっても、当該手形行為は署名名義人の手形行為として成立する⁽²²⁾。しかし、この場合には、代行者は署名名義人の効果意思として誤った手形金額を記載しているから、これを署名名義人の効果意思が錯誤に基づいて誤って表示されたものと見ることが出来る。従って、この点について、民法の瑕疵ある意思表示に関する規定を手形行為に適用する立場によれば、表示上の錯誤を根拠として、手形行為者である署名名義人は当該手形行為の錯誤による無効を主張することができる（民法九五条⁽²³⁾）。

これに対して、署名名義人が手形行為の代行者に対して手形に記載すべき内容を指図していたところ、代行者が故意にその指図とは異なる内容を手形に記載した場合⁽²⁴⁾には、事情が異なる⁽²⁵⁾。すなわち、権限のある者によつて署名代理が行われた場合については、手形行為の要式性という観点から、署名名義人が手形行為者として理解されるとしても、代行者が故意に署名名義人の指図に反して別の内容を手形に記載した場合においては、当該行為はもはや代行行為として機能していない。つまり、この場合には、当該代行者は故意にその権限を逸脱して行動しており、対外関係において、当該代行者の人格が消滅することなく、この者が独立の意思主体として現れることになって、これを署名名義人による手形行為として認めることができない⁽²⁶⁾。従って、この場合には、当該代行者は他人の署名を偽つて手形行為をしたものと評価されるから、そのような代行者の行為は「偽造」として解釈されることになる。

注

(4) 拙稿・前掲(3)五七三頁。なお、この段落における以下の記述は、原則として、拙稿・前掲(1)四六五頁、拙

- 稿・前掲(2)一〇〇頁、拙稿・前掲(3)五七三頁以下と同一である。
- (5) その代表的な文献として、木内宣彦「手形署名と当事者の決定」『手形抗弁の理論』(新青出版、平成七年)三四七頁、同「手形法小切手法」(勤草書房、第二版、昭和五七年)一〇九頁以下、同「特別講義手形法小切手法」(法学書院、昭和五七年)七五頁、今泉邦子「手形の追認」倉澤康一郎教授還暦記念「商法の判例と論理」(日本評論社、平成六年)三四七頁以下。
- (6) 手形行為に「署名」が要求される理由として、主観的理由と客観的理由が挙げられる。主観的理由とは、手形行為者に手形上の責任を負担することを自覚させるために、特に慎重な手続きである「署名」をさせることをいい、客観的理由とは、手形行為者に固有な筆跡または印影を手形面上に顕出させ、手形取得者に「手形行為者が誰であるのか」を確知させるとともに、手形行為の偽造を防止する目的のもと「署名」を要求したことをいう(鴻常夫「署名と記名捺印」鈴木竹雄・大隅健一郎編『手形法・小切手法講座第一巻』(有斐閣、昭和三九年)二二七頁)。これらの理由のうち、客観的理由に注目するならば、署名の筆跡や印影から「行為者の同一性」や「偽造の有無」を確知する手掛かりを手形取得者に対して与えるためにも、手形署名において行為者は自己の名称を手形面上に記載しなければならぬ。従って、自署の場合には、行為者が自己の名称を自ら手書きする必要があり、記名捺印の場合には、自署以外の方法で行為者の名称を記載して、行為者の印章と認められるものを押捺する必要がある。拙稿・前掲(2)一〇四頁注(33)、拙稿・前掲(3)五七三頁注(16)。
- (7) 拙稿・前掲(1)四六五頁、拙稿・前掲(2)一〇〇頁以下、拙稿・前掲(3)五七四頁。
- (8) 署名代理を手形行為の代理の一方式として認める立場のもとでは、署名名義人は「効果帰属者」(＝代理における本人)として記載されているに過ぎないから、当該手形には、手形行為者としての本人の署名も存在しておらず、手形行為者たる代理人の署名も存在しない。従って、この立場は、署名代理がなされた場合において、手形行為が行為者の署名を要素とする要式行為ではなくなることを正面から認めるものであって(大塚龍児「有価証券の偽造・変造」竹内昭夫・龍田節編『現代企業法講座5——有価証券』(東京大学出版会、昭和六〇年二〇七頁)、そのような結論は、手形行為の成立に行爲者の署名を要求する手形法の体系と相容れない。拙稿・前掲(3)五七四頁注(18)。
- (9) 署名代理がなされた場合について、しばしば「実質的には代理に等しい」という言い回しがなされるが、「実質的

に代理に等しい」という関係は本人と代行者との間の内部的な事情であるに過ぎないことが指摘されている。参照・大森忠夫「手形行為と表見代理」鈴木竹雄・大隅健一郎編『演習商法Ⅱ』（有斐閣、昭和三五年）一二五頁、林靖「手形の偽造・変造」鴻常夫・河本一郎ほか編『演習商法（手形小切手）』（青林書院新社、昭和五九年）八一頁。

- (10) 大塚・前掲(8)二〇七頁、林・前掲(9)八一頁。なお、「ある意思表示の補助者が『代理人』であるのか、それとも『使者(代行者)』であるのか」という問題について、筆者は、意思表示の補助者が対外関係において自分の効果意思を表示する者として対外関係に登場する場合が「代理人」であり、これに対して、意思表示の補助者が対外関係において本人の効果意思を表示する者として機能する場合が「使者(代行者)」である、と考えている。すなわち、権限を与えられた者が直接本人名義の記名捺印を行った場合(≡代行方式(機関方式)による手形行為の場合)には、代理方式による手形行為の場合とは異なり、本人名義の記名捺印を行った者が「記名捺印」を通じて手形意思表示の主体として手形上の法律関係に登場しない。つまり、手形面上には署名名義人の記名捺印しか存在しないので、手形行為の要式性のために、本人名義の記名捺印を行った者を手形意思表示の主体として認めることはできない。従って、私見によれば、この場合には、本人名義の記名捺印を行った者は署名名義人の代行者(表示機関)として機能していると評価されて、対外関係において、この者の人格が消滅することになって、当該手形意思表示の主体は署名名義人であると解釈される。とりわけ、この問題に関する理解の仕方如何が、その後の問題の解決に決定的な影響を及ぼしてくる。

- (11) 私見によれば、代理人と使者(代行者)は対外関係への登場の仕方によって区別されるが(この点については、前掲(10)における記述を参照されたい)、両者の間には次のような差異があるために、代理人と使者(代行者)をパラレルに取り扱うことはできない。すなわち、代理人は、独立の意思主体として対外関係に登場する。つまり、代理人は、対外関係においてその人格が消えることなく、自らの効果意思を表示する。従って、これが無権限である場合にも、代理人は対外関係において自らの効果意思を表示する。これに対して、使者(代行者)は、独立の意思主体として対外関係に登場しない。つまり、使者(代行者)は、対外関係において自らの効果意思を表示するのではなく、本人の効果意思を表示するものとして機能するので、その際、使者(代行者)の人格が消滅する。従って、これが無権限である場合には、使者(代行者)は対外関係において本人の効果意思を表示するものとして機能せず、その人格が消滅しな

いため、この者は「意思表示の主体は本人である」と偽って自己の効果意思を表示する。そして、このような使者（代行者）に関する理解を手形について敷衍すると、無権限者によって署名代理が行われた場合には、他人の署名を偽って手形行為が行われたことになって、手形行為の要式性のために、当該行為は無権限署名者の自己のためにする手形行為として有効に成立していない（参照・拙稿・前掲（3）五八〇頁）。従って、手形において、右の場合は「偽造」として解釈される。

- (12) 大塚・前掲（8）二〇八頁、小松俊雄「手形の『署名代理』について」法律論叢三八巻五号（昭和四〇年）四五頁。
- (13) 幾代通『民法総則』（青林書院、第二版、昭和五九年）三〇〇頁、四宮和夫Ⅱ能見善久『民法総則』（弘文堂、第六版、平成一六年）三〇四頁。
- (14) 鳩山秀夫「使者ニ依ル意思表示」『民法研究第一卷（総則）』（岩波書店、大正一四年）二二三頁以下。
- (15) これに対して、民法の学説上、使者について行為能力を不要とすること、代理人について意思能力を必要とするが、行為能力を不要（民法二〇二条）とすることに争いはない。
- (16) 鳩山・前掲（14）二二三頁以下。
- (17) 参照・大塚・前掲（8）二〇八頁。
- (18) 高田晴仁「手形法と民法の交錯」倉澤康一郎先生古稀記念『商法の歴史と論理』（新青出版、平成一七年）六六九頁、薬師寺志光Ⅱ本間喜一「新手法註釋（三）」法学志林三七巻三号（昭和一〇年）一一二頁以下。とりわけ、本人から手形行為に関する代理権を授与された者が、これと同時に手形取引に使用する印章を本人から預かった場合には、この者に対して本人名義の手形行為をする代行権限も併せて授与されていると考えることができる。
- (19) 高田・前掲（18）六六九頁。
- (20) 大塚・前掲（8）二〇八頁、小松・前掲（12）四五頁。
- (21) 大塚・前掲（8）二〇八頁。
- (22) 使者が本人から伝達を委託された表示を錯誤に基づいて誤って伝達する場合について、本人の意思表示の成立を肯定する文献として、Vgl. Reinhard Bork, Allgemeiner Teil des Bürgerlichen Gesetzbuchs, 4. Aufl., Tübingen 2016, S. 536; Werner Flume, Allgemeiner Teil des Bürgerlichen Rechts, 2. Band, Das Rechtsgeschäft, 4. Aufl., Berlin 1992, S. 758;

Ludwig Ennecerus/Hans Carl Nipperdey, *Allgemeiner Teil des Bürgerlichen Rechts*, 15. Aufl., Band II (Tübingen 1960, S.1035; Karl Larenz/Manfred Wolf, *Allgemeiner Teil des Bürgerlichen Rechts*, 9. Aufl., München 2004, S.870; Siegfried Schwung, *Die Verfälschung von Willenserklärungen durch Boten*, *Juristische Arbeitsblätter* 1983, S.13f.

(23) もっとも、手形金額のように手形債務の内容にとって重要な要件について、署名者は極めて慎重にこれを手形に記入すべきであり、文言証券たる手形においては手形要件の記入の際の署名者の注意義務が加重されると考えられるから(宮島司『やさしい手形法小切手法』(法学書院、第二版、平成十五年)四八頁)、この場合には、自己の手形行為に他人を利用することのリスクとして、対外関係において表意者として現れる署名名義人に重過失が認められると言うべきであろう(民法九五条但書)。

(24) 例えば、署名名義人が手形行為の代行者に対して手形に記載すべき金額を壹百万円と指図していたところ、代行者が故意にその指図に反して手形金額を三百万円と記載した場合が、その典型であろう。

(25) これに対して、署名名義人が手形に記載すべき内容の決定を手形行為の代行者に対して包括的に委ねている場合には、代行者が手形に記載した内容に対応する効果意思を署名名義人が有していると考えられるから、その場合には、署名名義人の手形行為が有効に成立する。例えば、商人Aの営業に関する包括的な代理権を持っている支配人Bが同時に商人A名義の手形行為をする代行権限を商人Aから授与されている場合がその典型例であろう。

(26) 使用者がその伝達を委託された表示を故意に異なって伝達する場合、ある人が使用者に選任されていないことを知らないから勝手に使用者として行動する場合について、本人の意思表示の成立を否定する文献として、Vgl. Plume, a.a.O. (Note 22), S.758f.; Ennecerus/Nipperdey, a.a.O. (Note 22), S.1036; Larenz/Wolf, a.a.O. (Note 22), S.870f.; Schwung, a.a.O. (Note 22), S.13f.; Paul Oertmann, *Bürgerliches Gesetzbuch Erstes Buch Allgemeiner Teil*, 3. Aufl., Berlin 1927, S.413.

三 偽造に関する私見の骨子

本章では、無権限者が代理方式による偽造を行った場合の法的諸問題を検討するうえで必要な範囲で、偽造に

関する筆者の考えの骨子を予め示しておく。

(一) 無権代理と偽造との区別

手形は法律上当然の指図証券（手形法一一一条一項）として不特定多数の人々の間を転輾流通するものであるから、手形上の法律関係は手形面上の記載に従ってこれを形式的に判断することが要請される。従って、手形行為の無権代理と手形の偽造との区別についても、形式を基準として両者を区別する必要がある、「代理方式」による手形行為が無権限者によってなされた場合が「無権代理」であり、これに対して、「代行方式」（機関方式）による手形行為が無権限者によってなされた場合が「偽造」である、と理解すべきである。⁽²⁷⁾

(二) 偽造の本来的な意味

手形の偽造（＝無権限者による代行方式による手形行為）がなされた場合には、被偽造者は自ら署名（記名捺印）しておらず、他人に記名捺印を代行する権限を与えていないので、被偽造者の手形行為は存在しない。他方、偽造者は手形面上に自分の署名（記名捺印）をしていないので、偽造者による有効な手形行為も存在しない。その結果、手形の偽造において、有効な手形行為を行っている者は誰もいない。従って、偽造の本来的な意味は、無権限で不真正な署名（記名捺印）を手形面上に現すこと⁽²⁸⁾によって、ありもしない他人の手形行為があるかのように見せかけることにある。

(三) 無権代理と無権代行との類似性

無権代理と無権代行との類似性については、たとえ偽造を「手形行為の無権代行」として理解しても、手形行為の無権代行とは、「無権限者が勝手に他人名義の手形行為を行っていること」の言葉の綾であるにすぎず、両者の間には構造上の類似性は認められない。つまり、手形行為の代行においては、本人の手形行為が成立するか否かの二者択一なのであって、手形行為の無権代行の場合には、代行者による手形行為が有効に成立しているが、代行権限が欠けているために、その法律効果が本人に対して帰属しない、という関係にはない。⁽²⁹⁾

(四) 偽造の追認

このように、無権代理と無権代行との構造上の類似性は認められず、無権代理と偽造を法的にバラレルに取り扱うことはできないから、手形の偽造の場合に、無権代理の追認に関する規定（民法二一六条）の類推適用によって、被偽造者（署名名義人）の追認を認めることはできない。⁽³⁰⁾ これに対して、無効行為の追認に関する規定（民法二一九条）は、成立した法律行為が有効要件を欠くために無効になった場合に関する規定であって、この規定が適用されるためには、少なくとも当該法律行為が成立していることが必要であるが、手形の偽造においては、被偽造者（署名名義人）の手形行為は不存在であるから、被偽造者による無効行為の追認（民法二一九条）も認めることができない。⁽³¹⁾

(五) 被偽造者の手形責任

無権代理と無権代行との構造上の類似性は認められず、無権代理と偽造を法的にバラレルに取り扱うことは

きないから、手形の偽造がなされた場合について、民法の表見代理に関する規定の類推適用によって、被偽造者（署名名義人）の手形責任を認めることはできない。⁽³²⁾ 百歩譲って、表見代理に関する規定の類推適用を認めるとしても、代行方式（機関方式）による手形行為においては、代行者の名称が手形面上に現れないから、手形の偽造の場合に、手形取得者が代行者とその権限を信頼できるのは、その目の前で手形が偽造された場合だけであって、表見代理に関する規定によって手形取得者の信頼が保護されるのは極めて稀である。⁽³³⁾ 手形取得者が代行者を本人と誤認した場合や本人または誰か権限のある者により真正に署名されたものと信じた場合についてまで、表見代理に関する規定の類推適用を認めようとするれば、そのような解釈はもはや表見代理に関する規定の理論的な射程を逸脱している。⁽³⁴⁾ 従って、表見代理に関する規定の類推適用によって被偽造者の手形責任を根拠づけることには各種の問題があり、被偽造者の手形責任を認めようとするれば、いわゆる「権利外観理論」（Rechtsscheintheorie）にその根拠を求めなければならない。⁽³⁵⁾

（六）偽造者の手形責任

手形の偽造がなされた場合には、手形上に偽造者の「署名」（記名捺印）が存在しないので、偽造者による手形行為の有効な成立が否定される。もし、この場合に、偽造者による本人（署名名義人）のためにする手形行為を認めようとするならば、手形の偽造を「手形行為の無権代理」として捉えたうえで、本人名義の署名をもって「効果帰属者」の記載として理解しなければならぬであろう。⁽³⁶⁾ しかし、そのような解釈は、代理人による手形行為について、行為者の「署名」がないのに、手形行為の有効な成立を認めるものであって、手形行為の成立に行為者の「署名」を要求する手形法の体系と相容れず、⁽³⁷⁾ これを認めることができない。他方、手形の偽造を「手

形行為の無權代行」として理解しても、手形行為の無權代行とは、「無斷で勝手に他人名義の手形行為を行っていること」の言葉の綾であるに過ぎず、手形行為の無權代行においては、無權代行者の署名（記名捺印）がないばかりか、無權代行者の手形行為が有効に成立しているが、代行権限を欠くために、法律効果が署名名義人（本人）に帰属しない、という関係にもない。その法的構造において、手形の偽造は手形行為の無權代理と根本的に異なっており、手形行為の無權代理人の責任に關する手形法八条を類推適用するための基盤が欠けている⁽³⁸⁾。以上要するに、手形法八条の責任は、手形行為の無權代理人が「署名」を通じて本人が手形責任を負うかのように手形意思表示をしたことに対する法定の担保責任であるから、「署名」によって担保責任の主体としての自己を手形上に現わしていない偽造者に対して、手形法八条の責任を負わせることはできない⁽³⁹⁾。これに対して、偽造者が自己を表す別名として被偽造者の名称を使用したとして、偽造者による自己のためにする手形行為の効力を認めること（いわゆる偽造者行為説）は、他人名義による手形行為の場合と同様に、署名の本質に反するとともに、手形行為に署名が要求される客観的理由にも背いている。従って、偽造者による被偽造者名義の手形行為は、手形法が規定する法定の方式に違反するものとして、その効力が認められないと言うべきである⁽⁴⁰⁾。実質的に考えても、偽造者は「他人」を表すために「被偽造者の名称」を使用するのだから、その際、偽造者は手形上に自己を表す意図も持っていないければ、自己の手形行為をする意思も持っていない。従って、偽造者が常に債務負担の意思をもって別名使用の手形行為をしたと決め付けることは、過度の擬制を伴い、現実離れた解釈である⁽⁴¹⁾。

以上のことから、偽造者は、手形法八条に基づく責任であれ、自己のためにする手形行為に基づく責任であれ、手形上の責任を負わない。従って、偽造手形をめぐる当事者間の利害の調整については、加害者たる偽造者が偽造手形の取得によって損害を被った手形取得者に対して不法行為に基づく損害賠償責任（民法七〇九条）を負う

ことにより、当事者間の利害の調整が図られるべきである。⁽⁴²⁾これと同時に、民法七一五条の要件を充たす場合には、被害者たる手形取得者は、加害者たる偽造者の使用者に対して、民法七一五条の使用者責任を追及することによって、自己の損害を回復することができる。

注

- (27) 拙稿・前掲(1) 四六二頁以下、拙稿・前掲(2) 九九頁以下、拙稿・前掲(3) 五七二頁以下。
- (28) 拙稿・前掲(1) 四五八頁。
- (29) 拙稿・前掲(1) 四六九頁以下、拙稿・前掲(2) 一〇二頁以下、拙稿・前掲(3) 五七五頁以下。
- (30) 拙稿・前掲(2) 一〇七頁。代行為は、それが本人の行為として機能している限りにおいて、代行為なのであって、無権代行の場合には、それが本人の行為として機能することなく、対外関係において、代行者の人格が消滅せず、代行者が独立の意思主体として登場することになるから、そこには、他人(本人)の行為を装う無権限者の行為が存在するに過ぎず、法律効果が帰属するための要件が欠けている無権限者の行為が成立しているわけではない(倉澤康一郎「手形小切手行為の代理・代行」河本一郎・小橋一郎ほか編『現代手形小切手法講座第二巻』(成文堂、平成二年)一八三頁)。無権代行は無権代理と法的にパラレルの関係にないのであって、これを偽造の追認に敷衍すると、偽造においては、署名名義人(本人)の追認によって欠けている法律要件が補完されるという構造になつていないから、無権代理の追認に関する民法二一六条を類推適用しても、その構造上、欠けている権限が補完されることにならず、それまで「偽造」であった行為(無権限者による他人の署名を偽った手形行為としては手形法が規定する法定の方式に違反するために無効であり、他方、署名名義人の手形行為としては不存在である)が後になつて「署名名義人の手形行為」として機能することにはならないと言ふべきである。他方、第二章(一)でも述べたように、筆者は、署名代理を「手形行為の代行」(「機関による手形行為」として考える立場を支持するため、手形の偽造を「手形行為の無権代理」と理解して、これに無権代理の追認に関する民法二一六条を直接適用することも認めることができない。拙稿・前掲(2) 一〇六頁以下。
- (31) 拙稿・前掲(2) 一〇八頁。

- (32) 拙稿・前掲(1) 四七〇頁。
- (33) 拙稿・前掲(1) 四七一頁。代行方式(機関方式)による手形行為がなされた場合について、私見によれば、署名名義人をもって手形行為者として解釈するから(参照・前掲(10)における記述)、偽造において、偽造の相手方が「偽造者の権限」を信頼したことは、偽造の相手方が「署名名義人が手形行為者である」と誤認したことと同義であると考えられることになる。すなわち、偽造の相手方が「偽造者の権限」を信頼したとすれば、それは「偽造の相手方が『偽造者の行為は代行行為として機能している』と信頼した」ということであり、それは取りも直さず偽造の相手方が「行為者の同一性」を誤認したことを意味するから、私見によれば、このような偽造の相手方の信頼は表見代理に関する規定の理論的な射程の範囲外にある解釈される。
- (34) 拙稿・前掲(1) 四七一頁。
- (35) 拙稿・前掲(1) 四七二頁。
- (36) 参照・前掲(5) において引用された文献。
- (37) 拙稿・前掲(3) 五七四頁注(18)。
- (38) 拙稿・前掲(3) 五七五頁以下。偽造において、偽造者は他人(署名名義人)の署名を偽って手形行為をしているので、その際、偽造の相手方が「偽造者の権限」を信頼したとすれば、それは偽造の相手方が「行為者の同一性」を誤認したことを意味しているから(参照・前掲(33)における記述)、その法的状況は手形行為の無権代理の場合と全く異なっている。木内宣彦『倉澤康一郎ほか『シンポジウム手形・小切手法』(青林書院新社、昭和五四年) 八一頁(倉澤康一郎)』。
- (39) 拙稿・前掲(3) 五七七頁、五八九頁。
- (40) 拙稿・前掲(3) 五八〇頁。
- (41) 拙稿・前掲(3) 五八一頁。
- (42) 拙稿・前掲(3) 五八七頁以下。これに対して、偽造者に手形責任を負わせるべきであるという政策論の問題点については、参照・拙稿・前掲(3) 五八三頁以下。

四 代理方式による偽造をめぐる諸問題

以上で述べてきたことを踏まえて、本章では、次の事案を想定して、代理方式による偽造がなされた場合における法的諸問題について検討しよう。すなわち、「本人Aおよびその手形上の代理人Bから権限を与えられていないCが、手形上にA代理人Bと記載して、B名義の印章を押捺して、B名義の印章を押捺して、いわゆる代理方式によって約束手形を振り出した」という事案である。その際、Bが本人Aから手形行為に関する代理権を授与されていた場合と授与されていない場合が考えられる。本人A、手形上の代理人B、無権限者Cは、それぞれ自然人であって、権利義務の主体として別人格であるとする。

(一) 総説

本人Aおよびその手形上の代理人Bから権限を与えられていないCが、手形上にA代理人Bと記載して、B名義の印章を押捺して、いわゆる代理方式によって約束手形を振り出した場合においては、手形上の代理人Bは自ら記名捺印しておらず、他人に記名捺印を代行する権限を与えていないので、手形上の代理人Bによる手形行為は存在しない。他方、無権限者Cは自分の記名捺印をしておらず、手形行為者としてのCの名称が手形上に現れないから、無権限者Cによる手形行為も有効に成立していない。右の場合において、無権限者Cは、手形上にA代理人Bと記載してB名義の印章を押捺することによって、代理人B名義の不真正な署名（記名捺印）を手形上に出現させて、ありもしない手形上の代理人Bによる本人Aのためにする約束手形の振出行為があるかのように

見せかけている。従って、私見によれば、右の事案において、無権限者Cは「被偽造者」を「手形上の代理人B」とする「代理方式による偽造」を行ったものと解釈することになる。⁽⁴³⁾

(二) 偽造の追認

無権限者Cが、手形上にA代理人Bと記載してB名義の印章を押捺して、いわゆる代理方式によって約束手形を振り出すことにより、代理方式による偽造を行った場合において、偽造の追認が認められるのか否か、という問題である。この問題を考察するためには、その先決問題として、代理方式による偽造が行われた場合において、追認可能な手形行為が存在するの否かが検討されなければならない。というのも、「その際、誰のいかなる手形行為が成立しているのか」という点に関する理解の違いが、右の問題に解決に対して決定的な影響を及ぼすことになるからである。以下では、無権限者Cが代理方式による偽造を行った場合において、次の四つの手形行為を想定して、追認の可否について考察する。

(1) 代理人Bによる本人Aのためにする手形行為

無権限者Cが代理方式による偽造を行った場合において、本人Aは効果帰属者として記載されているが、手形上の代理人Bは自ら記名捺印を行っておらず、他方、無権限者Cは、手形上の代理人Bの代行者（表示機関）として機能していない。たとえ手形の偽造を「手形行為の無権代行」として理解しても、手形行為の無権代行とは「無断で勝手に他人名義の手形行為を行っていること」の言葉の綾であるに過ぎず、無権代行においては、そもそも無権代行者による代行行為が存在しないから、署名名義人である手形上の代理人Bの手形行為の成立を認めることができない。従って、無権限者Cが代理方式による偽造を行った場合には、手形上の代理人Bによる本人

Aのためにする手形行為が不存在となるから、本人Aによる無権代理の追認を認めることができない。そして、これと同じ理由から、手形上の代理人Bによる無効行為の追認も認めることができない。

(2) 偽造者Cによる本人Aのためにする手形行為

無権限者Cが代理方式による偽造を行った場合には、効果帰属者として本人Aが記載されているが、偽造者Cは振出人として自分の記名捺印をしておらず、振出人欄には代理人Bの記名捺印が存在している。この場合に、偽造者Cによる本人Aのためにする手形行為を認めるためには、偽造者Cが他人Bの名義を使用して手形行為を有効に行うことができることを肯定しなければならないであろう。しかし、そのような解釈は、署名の本質に反するとともに、手形行為に署名が要求される客観的理由にも背いており、手形法が規定する法定の方式に違反することになるため、これを認めることができない⁽⁴⁵⁾。従って、私見によれば、無権限者Cが代理方式による偽造を行った場合において、偽造者Cによる手形行為は法定の方式に違反するために追認不能になるから、本人Aによる無権代理の追認を認めることはできない。そして、これと同じ理由から、偽造者Cによる無効行為の追認も認めることができない。

(3) 偽造者Cによる代理人Bのためにする手形行為

無権限者Cが代理方式による偽造を行った場合には、偽造者Cは振出人として自分の記名捺印をしておらず、振出人欄には代理人Bの記名捺印が存在している。この場合に、偽造者Cによる代理人Bのためにする手形行為の成立を認めるためには、手形上の代理人B名義の振出署名をもって効果帰属者の記載として理解したうえで、偽造者C名義の署名なしに、偽造者Cによる手形行為の有効な成立を肯定しなければならぬであろう。しかしながら、そのような解釈は、署名の本質に反するとともに、手形行為に署名が要求される客観的理由にも背いて

おり、手形法が規定する法定の方式に違反することになるため、偽造者Cによる代理人Bのためにする手形行為は、その有効な成立が認められないと言うべきである。⁴⁶ 他方で、手形の偽造を「手形行為の無権代行」として理解しても、手形行為の無権代行とは、「無断で勝手に他人名義の手形行為を行っていること」の言葉の綾であつて、無権代行においては、無権代行者の手形行為が有効に成立しているが、代行権限がないために、法律効果が本人に帰属しない、という関係にはないので、⁴⁷ その構造上、偽造を無権代理と法的に平行に取り扱うことはできない。同様に、無権限者Cが代理方式による偽造を行った場合においても、偽造者Cの手形行為が有効に成立しているが、代行権限がないために、法律効果が署名名義人たる手形上の代理人Bに帰属しない、という関係にはなく、そこには、偽造者Cが無断で勝手に行った手形上の代理人B名義の手形行為が存在しているに過ぎない。百歩譲つて、偽造者Cによる手形行為の有効な成立を認めても、手形上には代理である旨と本人Aが効果帰属者として記載されているから、手形行為の要式性と文言性という観点から、手形上の代理人B名義の記名捺印をもつて、効果帰属者の記載としてではなく、振出署名として理解する必要があり、その際、偽造者Cによる代理人Bのためにする手形行為（代理行為）なるものを認めることができない。以上の検討に鑑みれば、偽造者Cによる代理人Bのためにする手形行為について、手形上の代理人Bによる無権代理の追認は認められないと言ふべきである。他方、偽造者Cによる無効行為の追認は、上記(2)でも述べたように、偽造者Cによる手形行為は手形法が規定する法定の方式に違反するために追認不能になるから、これを認めることができない。

(4) 偽造者Cによる自己のためにする手形行為

無権限者Cが代理方式による偽造を行った場合には、偽造者Cは振出人として自分の記名捺印をしておらず、振出人欄には代理人Bの記名捺印が存在しているから、偽造者Cによる自己のためにする手形行為は、署名の本

質に反するとともに、手形行為に署名が要求される客観的理由にも背いており、手形法が規定する法定の方式に違反することになるため、その有効な成立を認めることができない⁽⁴⁸⁾。かりに偽造者Cによる有効な手形行為の成立を認めても、手形上には代理である旨と効果帰属者として本人Aが記載されており、当該手形行為の効果は、偽造者Cではなく、本人Aに帰属することが予定されているから、偽造者Cによる自己のためにする手形行為なるものを認めることもできない⁽⁴⁹⁾。いずれにしても、無権限者Cが代理方式による偽造を行った場合において、偽造者Cによる無効行為の追認は認められないと言うべきである。

(5) 結論

無権限者Cが代理方式による偽造を行った場合においては、私見によれば、追認の対象である手形行為が不存在であるか、または、手形法が規定する法定の方式違反のために追認不能であるかのいずれかに該当するから、本人Aが手形上の代理人Bに対して手形行為に関する代理権を授与していたのか否かにかかわらず、無権代理の追認であれ、無効行為の追認であれ、追認は認められないことになる。

(三) 被偽造者の手形責任

無権限者Cが、手形上にA代理人Bと記載してB名義の印章を押捺して、いわゆる代理方式によって約束手形を振り出すことにより、代理方式による偽造を行った場合において、被偽造者たる手形上の代理人Bが手形八条に基づく無権代理人の責任を負うのか否か、という問題である。

(1) 原則

無権限者Cが手形上にA代理人Bと記載してB名義の印章を押捺することにより、いわゆる代理方式によつて

約束手形を振り出した場合には、無権限者Cによって「代理方式による偽造」が行われたことになるので、被偽造者たる手形上の代理人Bは手形法八条の責任を負わない。手形法八条の責任は「署名者」が手形行為の無権代理を行った場合における法定の担保責任であるから、たとえ当該手形の所持人が手形上の代理人Bに対して「振出人欄に代理人Bの記名捺印がある」ことを根拠として手形法八条の責任を追及してきたとしても、手形上の代理人Bは、「自分名義の署名が偽造である」ことを根拠として、手形金の支払いを拒絶することができる。これが原則である。

(2) 例外

これに対して、当該偽造に手形上の代理人Bの印章（実印または銀行への届出印）が使用された場合には、事情が異なる。すなわち、記名捺印はその性質上必ずしも本人しかこれをなしえないというものではなく、他人がこれを代行することが可能である。つまり、記名捺印の場合には、同一の印章を使用するかぎり、誰もが常に必ず同一の印影を作り出すことができるから、一方で、偽造者としては、極めて容易に手形を偽造することが可能であり、他方で、手形取得者にとっては、手形面上から「偽造の有無」を判断することは極めて困難である。とりわけ、実印や銀行への届出印が手形の偽造に使用されている場合においては、偽造手形の潜在的取得者にとって、署名名義人に対して署名の真否を問い合わせる以外に、偽造の有無を確認すべき手段が存在しない⁵¹⁾。これに対して、署名名義人たる被偽造者は、偽造手形の潜在的取得者による署名の真否の問い合わせに対して、署名の真正性を否定して偽造の事実を明らかにすることで、善意の第三者による偽造手形の取得を阻止することができる立場にある⁵²⁾。従って、偽造手形取得の危険について、署名名義人たる被偽造者は偽造手形の潜在的取得者よりも当該危険を多く支配していることが明らかである⁵³⁾。それに加えて、我が国では、手形への押捺を予定した印章

の保管を嚴重にして、それをみだりに他人に託さないという慣行が「記名捺印」制度の採用の支えになっており、被偽造者としても、このような印章を嚴重に保管することによって、当該印章を用いた手形偽造の危険を回避して、当該印章が押捺された偽造手形の流通を防ぐことが可能である。右のような記名捺印の特殊性および偽造手形をめぐる当事者の利益状況に鑑みれば、記名捺印の偽造の事案においては、被偽造者の方が偽造手形の潜在的取得者よりも「手形偽造の危険」を多く支配できる立場にあると考えることができる。従って、手形の偽造に使用された印章が実印や銀行への届出印であり、被偽造者がそれらの印章を他人に交付した場合、または、被偽造者がそれらの印章の保管上の注意を怠った場合には、一方で、被偽造者が自ら「手形偽造の危険」を作り出しており、被偽造者の外観作出の帰責性が肯定され、他方で、「署名名義人が当該手形を有効に振り出した」という手形取得者の信頼は保護に値するから、これらの場合には、前記原則に対する例外として、いわゆる「権利外観理論」(Rechtsscheintheorie)に基づいて、被偽造者の手形責任を認めることが可能となる。⁽⁵⁶⁾

(3) 結論

上記(2)で述べたことは、無権限者Cが代理方式による偽造を行った場合についてもそのまま妥当する。すなわち、無権限者Cが、手形上にA代理人Bと記載してB名義の印章を押捺して、いわゆる代理方式によって約束手形を振り出すことにより、代理方式による偽造を行った場合において、手形上の代理人Bが実印や銀行への届出印を他人に交付したこと、あるいは、これらの印章の保管上の注意を怠ったことを原因として、これらの印章が当該手形の偽造に使用されたときには、一方で、被偽造者たる手形上の代理人Bには外観作出の帰責性が認められ、他方で、「手形上の代理人Bが当該手形を有効に振り出した」という手形取得者の信頼は保護に値する。従って、右の場合には、原則に対する例外として、権利外観理論の適用により、被偽造者たる手形上の代理人Bは、

当該偽造手形の善意・無重過失の取得者に対して、手形法八条に基づく責任を負わなければならない。⁵⁷⁾ その結果として、当該偽造手形の善意・無重過失の取得者が被偽造者たる手形上の代理人Bに対して手形法八条の責任を追及してきた場合⁵⁸⁾には、被偽造者たる手形上の代理人Bは「自己の署名が偽造である」ことを理由に手形金の支払いを拒絶することができないことになる。

(4) 関連問題——本人Aの手形責任——

以上の検討から、被偽造者たる手形上の代理人Bが権利外観理論に基づいて手形法八条の責任を負わなければならないとすると、これに関連して検討を要するのが、この場合における本人Aの手形責任（表見責任）の成否である。すなわち、当該偽造手形の所持人は通常「当該手形が手形上の代理人Bによって有効に振り出され、その法律効果が本人Aに帰属して、本人Aが手形債務を負担している」ことを信頼して当該手形を取得しているから、この場合に、偽造手形の取得者が右のように信頼したこと、および、本人Aが手形上の代理人Bに対して手形行為に関する代理権を授与していたことを根拠として、本人Aは外観どおりの手形責任を負うことになるのか、否か、という問題である。

周知のように、権利外観理論とは、法的信憑性のある権利外観が存在することを前提として、当該権利外観の作出について帰責性のある者は、当該権利外観を信頼した者に対して、当該外観どおりの責任を負わなければならない、というものである。⁵⁹⁾ 無権限者Cが代理方式による偽造を行った場合において、当該権利外観（＝「手形上の代理人Bが本人Aのために当該手形を有効に振り出して、本人Aが手形債務を負担する」という権利外観）を作り出したのは偽造者Cであるが、そのような偽造者Cによる権利外観の作出は、本人Aによる手形上の代理人Bに対する手形行為に関する代理権の授与とは無関係に行われている。すなわち、本人Aは、手形上の代理人Bに対

して手形行為に関する代理権を授与したことによって、手形上の代理人Bによる権限踰越の危険を自ら作り出し、⁶⁰⁾ 当該危険を負担すべき立場にあるが、これに対して、本人Aが手形上の代理人Bに対して手形行為に関する代理権を授与したことは無権限者Cによる代理方式による偽造の危険と決して結び付かない。この場合には、手形上の代理人Bによる本人Aのためにする（権限踰越の）手形行為自体が不存在なのであって、本人Aは偽造者Cによって偽造手形上に効果帰属者として自己の名称を記載されたに過ぎず、無権限者Cによる代理方式による偽造の危険を作り出してはいない。つまり、この場合において、本人Aは無権限者Cによる代理方式による偽造の危険を負担すべき立場にもなければ、当該危険を予め支配できる立場にもないので、偽造者Cによって作出された権利外観について、本人Aに外観作出の帰責性を認めることはできないと言うべきである。⁶¹⁾ 従って、偽造手形の取得者が「当該手形が手形上の代理人Bによって有効に振り出され、その法律効果が本人Aに帰属して、本人Aが手形債務を負担している」と信頼したこと、および、本人Aが手形上の代理人Bに対して手形行為に関する代理権を授与したことを根拠として、本人Aに対して外観どおりの手形責任を負わせることはできない。⁶²⁾ それ故に、無権限者Cが代理方式による偽造を行った場合において、本人Aが手形上の代理人Bに対して手形行為に関する代理権を授与したのか否かにかかわらず、当該偽造手形に効果帰属者として記載された本人Aは、当該偽造手形の善意・無重過失の取得者による手形金請求に対して、「当該手形の振出は偽造である」ことを根拠に手形金の支払いを拒絶することができる。

(四) 偽造者の手形責任

無権限者Cが、手形上にA代理人Bと記載してB名義の印章を押捺して、いわゆる代理方式によって約束手形

を振り出すことにより、代理方式による偽造を行った場合において、偽造者Cが手形上の責任を負うのか否か、という問題である。

(1) 検討

この問題については、第三章(六)で述べたことが基本的に妥当する。すなわち、無権限者Cが代理方式による偽造を行った場合においては、手形上にはA代理人Bと記載され、代理人B名義の記名捺印がなされており、偽造者Cの「署名」（記名捺印）が手形上に存在しないから、偽造者Cによる手形行為の有効な成立が否定される。もし、この場合に、偽造者Cによる本人Aのためにする手形行為を認めようとするならば、偽造者Cが他人Bの名義を使用して手形行為を有効に行うことができることを肯定しなければならぬであろう。しかし、そのような解釈は、署名の本質に反するとともに、手形行為に署名が要求される客観的理由にも背いており、手形法が規定する法定の方式に違反することになるため、これを認めることができない⁶³。他方、手形の偽造を「手形行為の無権代行」として理解しても、手形行為の無権代行とは、「無断で勝手に他人名義の手形行為を行っていること」の言葉の綾であるに過ぎず、手形行為の無権代行においては、無権代行者（偽造者C）の署名（記名捺印）がなければいかりか、無権代行者（偽造者C）の手形行為が有効に成立しているが、代行権限を欠くために、法律効果が署名名義人（手形上の代理人B）に帰属しない、という関係にもない。その法的構造において、手形の偽造は手形行為の無権代理とは根本的に異なっており、手形法八条を類推適用するための基盤が欠けている⁶⁴。以上要するに、手形法八条の責任は、手形行為の無権代理人が「署名」を通じて本人が手形責任を負うかのように手形意思表示をしたことに対する法定の担保責任であるから、「署名」によって担保責任の主体としての自己を手形上に現わしていない偽造者Cに対して、手形法八条の責任を負わせることはできない⁶⁵。これに対して、偽造者Cが自

己を表す別名として手形上の代理人B（被偽造者）の名称を使用したとして、偽造者Cによる自己のためにする手形行為の効力を認めること（いわゆる偽造者行為説）は、他人名義による手形行為の場合と同様に、署名の性質に反するとともに、手形行為に署名が要求される客観的理由にも背いている。従って、偽造者Cによる手形上の代理人B（被偽造者）名義の手形行為は、手形法が規定する法定の方式に違反することになるために、その効力が認められないと言うべきである。⁽⁶⁶⁾ かりに偽造者Cによる有効な手形行為の成立を認めても、手形上には代理である旨と本人Aが効果帰属者として記載されており、当該手形行為の効果は、偽造者Cではなく、本人Aに帰属することが予定されているから、偽造者Cによる自己のためにする手形行為の成立を認めることはできない。従って、代理方式による偽造の場合に、偽造者Cは、自己のためにする手形行為に基づいて、手形上の責任を負わないことになる。

(2) 結論

無権限者Cが代理方式による偽造を行った場合において、私見によれば、手形法八条に基づく責任であれ、自己のためにする手形行為に基づく責任であれ、偽造者Cは手形上の責任を負わない。⁽⁶⁷⁾ 従って、この場合における偽造手形をめぐる当事者間の利害の調整については、加害者たる偽造者Cが偽造手形の取得によって損害を被った手形取得者に対して不法行為に基づく損害賠償責任（民法七〇九条）を負うことにより、当事者間の利害調整が図られるべきことになる。⁽⁶⁸⁾ これと同時に、民法七一五条の要件を充たす場合には、被害者たる手形取得者は、加害者たる偽造者Cの使用者に対して、民法七一五条の使用責任を追及することによって、自己の損害を回復することができる。⁽⁶⁹⁾

注

(43) 本人Aが手形上の代理人Bに対して手形行為に関する代理権を授与しており、手形上の代理人BもCに対して手形行為に関する代理権のほかはB名義の手形行為をする代行権限も併せて授与していた場合において、Cが手形上にA代理人Bと記載してB名義の印章を押捺して、いわゆる代理方式によって約束手形を振り出したときには、当該約束手形は「有権代理」として有効に振り出されており、その法律効果が本人Aに帰属する。手形行為において意思表示者の署名が方式的要素として要求されていることに鑑みれば、この場合には、手形上の代理人Bが手形行為者であると解釈されるから、その結果、Cは手形上の代理人Bの代行者（表示機関）として機能していると評価されることになる。

これに対して、手形上の代理人BはCに対して手形行為に関する代理権のほかはB名義の手形行為をする代行権限を併せて授与していたが、本人Aは手形上の代理人Bに対して手形行為に関する代理権を授与していなかった場合において、Cが手形上にA代理人Bと記載してB名義の印章を押捺して、いわゆる代理方式によって約束手形を振り出したときには、手形上の代理人Bによる本人Aのための振出行為が成立するが、代理権を欠くために、その法律効果が本人Aに対して帰属しない。つまり、手形上の代理人Bによる本人Aのためにする振出行為は「無権代理」であると解釈されるから、この場合には、①本人Aによる当該無権代理の追認、②代理権の外観が存在すれば、表見代理に基づく本人Aの責任、③手形上の代理人Bの手形法八条の責任が問題となる。

(44) 前掲(29) 参照。併せて、前掲(30) における記述も参照されたい。

(45) 前掲(40) 参照。

(46) 要するに、この場合において、偽造者Cによる代理人Bのためにする手形行為の成立を認めることは、手形行為の成立に行為者の「署名」を要求する手形法の体系と相容れない。前掲(37) 参照。

(47) 前掲(29) 参照。併せて、前掲(30) における記述も参照されたい。

(48) 前掲(40) 参照。

(49) 本章(1)で述べたように、無権限者Cが代理方式による偽造を行った場合において、手形上の代理人Bによる本人Aのためにする手形行為は不存在であるから、本人Aは無権代理の追認をすることもできないし、他方、手形上の代

- 理人Bは、その外形を利用して、無効行為の追認をすることもできない。
- (50) 偽造手形の取得者は通常「手形上の代理人Bが本人Aのために当該手形を有効に振り出して、本人Aが手形債務を負担する」ことを信頼して当該手形を取得しているから、典型的には、偽造手形の取得者による手形金請求に対して、本人Aが「手形上の代理人Bに対して手形行為に関する代理権を授与した事実はない」ことを根拠として手形金の支払いを拒絶した場合において、偽造の事実を知らない当該手形の取得者が手形上の代理人B（被偽造者）に対して手形法八条の責任を追及することにならう。
- (51) 拙稿・前掲（1）四七九頁、拙稿・前掲（2）一一六頁。
- (52) 拙稿・前掲（2）一一六頁。これに対して、偽造手形の潜在的取得者による署名の真否の問い合わせに対して、被偽造者たる署名名義人が署名の真正性を肯定した場合にも、被偽造者たる署名名義人について権利外観理論における外観作出の帰責性が認められる。拙稿・前掲（2）一一七頁。
- (53) 拙稿・前掲（2）一一七頁。
- (54) 坂井芳雄『裁判手形法（再増補）』（一粒社、昭和六三年）三五頁、同『手形法小切手法の理解』（法曹会、平成八年）五七頁、拙稿・前掲（1）四八四頁。
- (55) この点に関する詳細は、参照・拙稿・前掲（1）四七七頁以下。
- (56) 参照・拙稿・前掲（1）四七四頁以下。
- (57) 権利外観理論に基づく被偽造者たる手形上の代理人Bの手形法八条に基づく責任は、本人Aが手形上の代理人Bに対して手形行為に関する代理権を授与していたのか否かに関係なく、認められる。
- (58) 被偽造者たる手形上の代理人Aが偽造手形の善意・無重過失の取得者によって権利外観理論に基づく手形法八条の責任を追及される場合については、前掲（50）における記述を参照されたい。
- (59) 我が国において「権利外観理論」について紹介・研究した代表的な文献として、納富義光『手形法に於ける基本理論』（有斐閣、昭和十五年（復刻版、新書出版、平成八年）二六一頁以下、喜多了祐『外観優越の法理』（千倉書房、昭和五一年）一八九頁以下、河本一郎『有価証券法研究』（成文堂、平成二年）一七五頁、小橋一郎『手形行為論』（有信堂、昭和三九年）一四〇頁以下、田邊光政『手形流通の法解釈』（見洋書房、昭和五一年）二二頁以下、川村正幸『手形抗弁の基礎

理論』(弘文堂、平成六年)一七頁以下。

(60) この場合において、本人Aが手形上の代理人Bによる権限踰越の危険を負担するためには、その大前提として、手形上の代理人Bによる手形行為自体が有効に成立していることが必要である。

(61) 本章(3)で述べたように、手形上の代理人Bの実印または銀行への届出印が代理方式による偽造に使われた場合において、当該偽造の危険は、手形上の代理人Bがこれらの印章の保管を厳格に行っていたら、これを回避できる危険であるから、この場合の代理方式による偽造の危険は本来的に手形上の代理人Bが負担すべき危険であって、本人Aに転嫁されるべき危険ではない。

(62) これに対して、法人名義の手形偽造の場合には、事情が異なる。すなわち、法人の記名捺印については、法人名を記載して法人印を押捺するだけで足りず、その代表機関が当該法人のためにすることを示したうえで、その代表者が自身の記名捺印をすることが必要である(通説・判例である。田中耕太郎『手形法小切手法概論』(有斐閣、昭和二年)一四一頁、伊澤孝平『手形法・小切手法』(有斐閣、昭和四年)七一頁、石井照久(鴻常夫増補)『手形法小切手法』(勁草書房、昭和四七年)八一頁、大隅健一郎「法人の手形行為」鈴木竹雄『大隅健一郎編『手形法・小切手法講座第一巻』(有斐閣、昭和三九年)二〇六頁、同『新版手形法小切手法講義』(有斐閣、平成元年)三八頁、大隅健一郎『河本一郎『新版注釈手形法・小切手法』(有斐閣、昭和五二年)七八頁、田中誠二『手形・小切手法詳論上巻』(勁草書房、昭和四三年)二三四頁、大森忠夫『手形法・小切手法講義』(三和書房、昭和三五年)四三頁、最判昭和四一年九月一三日民集二〇卷七号一三五九頁)。従って、例えば、約束手形の振出人欄に、法人の代表機関が当該法人のためにすることを示して自身の記名捺印をした場合には、当該法人が約束手形の振出人として手形行為者になるのである。要するに、法人においては、代表機関による法律行為が法人の法律行為として法的に評価される。法人にあつては、機関の行為を離れて法人の行為はあり得ない。このような法人の行為に関する理解を踏まえて、当該法人名義で手形の偽造が行われた場合について検討すると、当該法人の代表機関が代表者印を他人に交付したこと、または、代表者印の保管上の注意を怠つたことを原因として、その代表者印が使用されて、当該法人名義の手形が偽造されたとすれば、当該法人自身が手形偽造の危険を作り出したと法的に評価されて、その結果、当該法人について権利外観理論における外観作出の帰責性が肯定される(なお、当該法人の代表者印と銀行への届出印とが異なる場合において、当該法人の銀行への届出印が当該法人名義の手形偽造に使用されたときにも、右と同様の理屈に基づいて、当該法人について外観作出の帰

責任が肯定されよう。従って、この場合には、権利外観理論に基づいて、被偽造者たる当該法人は「当該手形は有効に振り出されている」と信頼した善意・無重過失の取得者に対して手形責任を負わなければならないことになる。法人名義の手形偽造の事案において、正面から権利外観理論を適用することにより、被偽造者たる法人の手形責任を認められた裁判例として、参照・広島地判平成一一年三月二九日判例タイムズ一〇一一号二四四頁、拙稿・前掲（一）四八四頁以下。

(63) 前掲（40）参照。

(64) 前掲（38）参照。

(65) 前掲（39）参照。

(66) 前掲（40）参照。

(67) このような結論は、本人Aが手形上の代理人Bに対して手形行為に関する代理権を授与していたのか否かに関係なく、認められる。

(68) 前掲（42）参照。

(69) 例えば、商人Aの支店に勤務する従業員C（無権限者）が、当該支店の支店長B名義の印章（銀行への届出印）を無断で使用して、約束手形の振出人欄に支店長Bの記名捺印をすることにより、効果帰属者を商人Aとする約束手形を振り出すことを通じて、代理方式による偽造を行った場合において、当該手形の偽造が商人Aの事業の執行について行われたとすれば、民法七一五条の要件が充たされるので、被害者たる偽造手形の取得者は、偽造者Cの使用者である商人Aおよび代理監督者である支店長Bに対して、民法七一五条の使用責任を追及することができる。

五 むすび

本稿は、無権限者Cが、代理人B名義の不真正な署名を手形上に出現させて、あたかも手形上の代理人Bが本人Aのために代理方式による手形行為をしたかのような外観を作出することで、いわゆる「代理方式による偽造」

を行った場合を想定して、代理方式による偽造の法的諸問題を考察してきた。その先決問題である「署名代理の可否」について、筆者は、手形行為の要式性と文言性を根拠に、署名代理を手形行為の代理の一方式として認めすることはできず、これを「手形行為の代行」（＝機関による手形行為）として理解する立場に賛成であり、その場合の手形行為者については、署名名義人をもって手形行為者として解釈する立場を支持する。このような理解を出発点として、筆者は、代理方式による偽造がなされた場合について、偽造の追認の可否、被偽造者の手形責任の可否、偽造者の手形責任の可否を考察して、私見を明らかにした。本稿の考察を通じて得られた結論は、次のように要約することができる。

(一) 偽造の追認

無権限者Cによって代理方式による偽造が行われた場合においては、私見によれば、追認の対象である手形行為が存在であるか、あるいは、手形法が規定する法定の方式違反のために追認不能であるかのいずれかであるから、本人Aが手形上の代理人Bに対して手形行為に関する代理権を授与していたのか否かにかかわらず、追認は認められない。

(二) 被偽造者の手形責任

無権限者Cによって代理方式による偽造が行われた場合においては、手形上の代理人Bが実印や銀行への届出印を他人に交付したこと、あるいは、これらの印章の保管上の注意を怠ったことを原因として、これらの印章が当該手形の偽造に使用されたときには、一方で、手形上の代理人Bに外観作出の帰責性が認められ、他方で、手形取得者の信頼は保護に値するから、権利外観理論の適用により、被偽造者たる手形上の代理人Bは、当該偽造手形の善意・無重過失の取得者に対して、手形法八条に基づく責任を負わなければならない。

(三) 偽造者の手形責任

無権限者Cによって代理方式による偽造が行われた場合においては、偽造者Cによる本人Aのためにする手形行為、偽造者Cによる手形上の代理人Bのためにする手形行為、偽造者Cによる自己のためにする手形行為はいずれも有効に成立しておらず、他方、手形の偽造と手形行為の無権代理との構造上の類似性も認められないから、偽造者Cは、手形法八条に基づく責任であれ、自己のためにする手形行為に基づく責任であれ、手形上の責任を負わない。